

日野町医療・介護・福祉事業所等物価高騰支援交付金支給要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、エネルギー、食料品価格等の物価高騰の長期化により、光熱費等の負担増が継続していることから、日野町内の医療機関、社会福祉施設等を運営する事業者に対し、日野町医療・介護・福祉事業所等物価高騰支援交付金（以下「交付金」という。）を支給するために、必要な事項を定める。

(対象事業者の要件)

第2条 交付金は、別表の第2欄の支給対象者に支給するものとする。支給対象者は、次のいずれにも該当する事業者とする。

- (1) 令和7年12月1日現在で所在地が日野町内にある別表の第3欄に掲げる施設等を運営していること。
- (2) 次のいずれにも該当する者でないこと。
 - ア 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業を営む者
 - イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - ウ 暴力団員（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - エ 暴力団若しくは暴力団員の利益につながる活動を行い、又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者

(支給額)

第3条 交付金の支給額は、施設区分・提供するサービス種別等の区分に応じ、別表の第4欄の支給単価に定める額を支給する。

(支給の申請方法)

第4条 交付金の申請を行う事業者（以下「申請事業者」という。）は、日野町医療・介護・福祉事業所等物価高騰支援交付金支給申請書兼請求書（様式第1号）を町長に提出するものとする。

2 申請事業者は、法人又は個人事業者単位で申請するものとする。

(支給の決定)

第5条 町長は、前条の規定による交付金の申請があったときは、その内容を審査し、適正であると認められるときは、交付金の支給を決定するものとする。

(交付金の返還)

第6条 町長は、交付金の支給を受けた事業者が、偽りその他不正行為によって支給を受けたことが判明した場合、当該事業者に対して支給した交付金について支給決定を取消して返還させるものとする。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、本交付金の支給について必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和8年1月21日から施行する。
- 2 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。